

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

〈説明〉

消費税率10%への引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、社会保障経費の財源とし、その充当について予算の説明資料等においてあきらかにすることとされましたので、以下のとおり明示します。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 20,500千円

（歳出）

社会保障施策に要する経費 389,900千円

（単位：千円）

事業等	令和7年度 当初予算 計上額	事業費					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税収 （社会保障財源化分）	その他	
社会福祉費	社会福祉事業	29,144	5,976		14,795	978	7,395
	障害者福祉事業	37,920	21,644		1,207	1,760	13,309
	高齢者福祉事業	37,908		15,000	21,353	182	1,373
	児童福祉事業	116,090	31,328	35,000	15,881	3,957	29,924
	母子福祉事業	3,330	2,969		107	30	224
		224,392	61,917	50,000	53,343	6,907	52,225
社会保険費	介護保険事業	22,355				2,611	19,744
	国民健康保険事業	74,368	27,251		1,200	5,363	40,554
	後期高齢者医療事業	29,809	5,035			2,894	21,880
		126,532	32,286	0	1,200	10,868	82,178
保健衛生費	健康増進対策事業	3,437	157			383	2,897
	疾病対策事業	24,598	6,355			2,130	16,113
	母子保健事業	10,941	877		8,246	212	1,606
		38,976	7,389	0	8,246	2,725	20,616
	389,900	101,592	50,000	62,789	20,500	155,019	

※1 事業費は、事務費及び人件費（サービス提供に直接従事しない職員分）を除外しています。